



平成 23 年 5 月 13 日

各 位

上 場 会 社 名 株式会社 西日本シティ銀行
代 表 者 取締役頭取 久保田 勇夫
(コード番号：8327、東証第一部、大証第一部、福証)
問 合 せ 先 責 任 者 総合企画部長 井野 誠司
(TEL 092 - 461 - 1867)

定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、平成 23 年 6 月 29 日開催予定の定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更の議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 平成 22 年 7 月 14 日に第一回優先株式を取得して公的資金を完済し、併せて取得した優先株式をすべて消却したことに伴い、発行可能株式総数を減ずるとともに、優先株式に関する規定を削除するものであります。
- (2) 上記変更に伴う条数の繰上げなど、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(発行可能株式総数) 第 6 条 発行可能株式総数は <u>18 億株とし、このうち 15 億株は普通株式、3 億株は優先株式とする。</u>	(発行可能株式総数) 第 6 条 発行可能株式総数は <u>15 億株とする。</u>
(単元株式数) 第 8 条 単元株式数は <u>全ての種類の株式について 1,000 株とする。</u>	(単元株式数) 第 8 条 単元株式数は <u>1,000 株とする。</u>
第 3 章 優 先 株 式	(削除)
(優先配当金) 第 13 条 <u>第 46 条に定める期末配当を行うときは、優先株式を有する株主 (以下「優先株主」という。) または優先株式の登録株式質権者 (以下「優先質権者」という。) に対し、普通</u>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通質権者」という。）に先立ち、優先株式1株につき年12円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において第14条に定める優先中間配当金を支払ったときは当該優先中間配当金を控除した額とする。</u></p> <p><u>2. ある事業年度において、優先株主または優先質権者に対して配当する金銭の剰余金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</u></p> <p><u>3. 優先株主または優先質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。</u></p> <p><u>（優先中間配当金）</u></p> <p><u>第14条 第47条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先質権者に対し、普通株主または普通質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を以下「優先中間配当金」という。）を行う。</u></p> <p><u>（残余財産の分配）</u></p> <p><u>第15条 残余財産を分配するときは、優先株主または優先質権者に対し、普通株主または普通質権者に先立ち、優先株式1株につき1,000円を支払う。</u></p> <p><u>2. 優先株主または優先質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配を行わない。</u></p> <p><u>（議決権）</u></p> <p><u>第16条 優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議があるときまで議決権を有するものとする。</u></p>	<p></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(優先株式の併合または分割、新株予約権等)</u> 第 17 条 <u>法令に別段の定めがある場合を除くほか、優先株式について株式の併合または分割は行わない。</u> 2. <u>優先株主には募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</u> 3. <u>優先株主には株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。</u></p>	(削除)
<p><u>(優先株式の取得)</u> 第 18 条 <u>いつでも法令の定めるところに従って優先株主との合意により優先株式を有償で取得することができ、法令の定めるところに従ってこれを消却することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(取得請求権)</u> 第 19 条 <u>優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める期間中、当銀行に対し、当該優先株主が有する優先株式と引換えに、当該決議で定める算定方法による数の普通株式を交付するよう請求することができる。</u> 2. <u>前項の請求に基づき当銀行が交付する普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、会社法第 167 条第 3 項に従ってこれを処理する。ただし、同項第 2 文は適用しないものとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(一斉取得)</u> 第 20 条 <u>前条の期間中に優先株式の取得請求がなかった優先株式については、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって、その全部を取得する。当銀行は、当該取得と引換えに、優先株式 1 株あたり、優先株式 1 株の払込金額相当額を一斉取得日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式を、優先株主に交付する。平均値の計算は円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。この場合、当該平均値が 357 円を下回るときは、優先株式 1 株の払込金額相当額を 357 円で除して得られる数の普通株式を交付する。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 前項の普通株式数の算出にあたって 1 株に満たない端数が生じたときは、会社法第 234 条に従ってこれを処理する。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 21 条 第 48 条の規定は、優先配当金および優先中間配当金の支払についてこれを準用する。</p> <p>第 4 章 株 主 総 会</p> <p>第 22 条 　　(条文省略)</p> <p>第 28 条</p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第 29 条 第 25 条および第 28 条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p> <p>第 5 章 取締役および取締役会</p> <p>第 30 条 　　(条文省略)</p> <p>第 37 条</p> <p>第 6 章 監査役および監査役会</p> <p>第 38 条 　　(条文省略)</p> <p>第 44 条</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第 45 条 　　(条文省略)</p> <p>第 48 条</p>	<p>(削除)</p> <p>第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 13 条 　　(現行どおり)</p> <p>第 19 条</p> <p>(削除)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 20 条 　　(現行どおり)</p> <p>第 27 条</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 28 条 　　(現行どおり)</p> <p>第 34 条</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>第 35 条 　　(現行どおり)</p> <p>第 38 条</p>

3. 日程 (予定)

定時株主総会開催日 平成 23 年 6 月 29 日 (水)

定款変更の効力発生日 平成 23 年 6 月 29 日 (水)

《本件に関するご照会先》

西日本シティ銀行 総務部 かわの 河野 TEL 092 - 461 - 1897